

監査実施結果報告書

平成21年度

平成22年5月21日

杉並区監査委員

1 平成21年度 監査の概要

1 監査の実施状況

平成21年度杉並区監査方針（以下「監査方針」という。25頁参照）に基づき実施した監査及び審査の実施期間と対象等は、次のとおりです。

	監査・審査種別	実施期間	対象等
1	定期監査	平成21年6月～22年4月	庁内各課、73施設
2	工事監査	平成21年6月～22年4月	建築・土木工事5件
3	行政監査	平成21年10月～22年5月	公共施設の利用の仕組みについて1件
4	財政援助団体等監査	平成21年6月～22年4月	交付団体等61団体
5	住民監査請求に基づく監査	平成21年4月～21年11月	請求6件
6	決算審査等	平成21年7月～21年8月	決算5件、基金3件
7	例月出納検査	平成21年6月～22年5月	12回
8	健全化判断比率審査	平成21年7月～21年8月	健全化判断比率4件、健全化判断比率に関する算定様式

2 監査結果

監査委員の決定した監査及び審査結果は次のとおりです。

	監査・審査種別	監査結果	監査結果報告及び公表日
1	定期監査	指摘事項 3件 注意事項39件	平成21年9月29日、10月28日 平成22年1月28日、2月22日 3月26日、4月28日
2	工事監査	おおむね適正	平成22年2月22日、3月26日 4月28日、5月10日
3	行政監査	公共施設の利用の仕組みは、おおむね適正	平成22年5月21日
4	財政援助団体等監査	注意事項1件	平成22年4月28日
5	住民監査請求に基づく監査	一部認容1件、棄却3件 取り下げ2件	平成21年6月29日、8月20日 9月29日、11月16日
6	決算審査等	計数に誤りなく、適正に処理	平成21年8月31日
7	例月出納検査	計数に誤りなし	原則、各月22日(事務局)及び28日(監査委員)
8	健全化判断比率審査	計数に誤りなく、適正に算定	平成21年8月31日

3 監査の観点及び結果の概要

(1) 定期監査（「定期監査結果報告（概要）」7頁参照）

合規性、正確性、経済性、有効性、効率性の観点から、予算執行、現金等の出納保管、財産管理等について適切な執行がなされているかを監査しました。

また、監査の重点事項として、契約事務(随意契約・履行確認)、職員の勤怠管理、前渡金の管理の3項目を設け、監査を実施し、監査結果の報告を行いました。

その結果、指摘事項は3件、注意事項は39件でした。

主な指摘事項、注意事項は次のとおりです。

- ア 指定管理料の支払にあたり、指定管理者の管理運営業務の実施状況について十分な確認がなされていなかった。 (指摘事項)
- イ 小荷物専用昇降機修理の契約事務が適正に行われていなかった。 (指摘事項)
- ウ 重点事項として設定した契約事務(随意契約・履行確認)では、契約書を作成すべき契約を請書で行っていたもの、仕様書に定められている点検写真や報告書等が提出されていなかったものが見受けられた。 (注意事項)
- エ 重点事項として設定した職員の勤怠管理では、職員の出張について庶務事務システムへの所要事項の入力が正しく行われていなかったものが見受けられた。 (注意事項)
- オ 予算執行では、不納欠損の決定にかかる事務処理が適正でなかったもの、超過勤務手当の支給に誤りがあったもの、旅費の支給が不適切だったものが見受けられた。 (注意事項)
- カ 現金の出納保管では、目的外使用料の払い込みが適切に行われていなかったものが見受けられた。 (注意事項)
- キ 財産管理では、行政財産の管理協定が失効していたもの、エコスクール対策後のクールヒートトレンチの運用、緑化の維持管理が不適切だったものが見受けられた。 (注意事項)

(2) 工事監査（「工事監査結果報告（概要）」18頁参照）

技術的及び事務的観点から、計画、設計、積算、契約、施工等の各段階において適切な執行がなされているかを監査しました。

また、監査の予備調査として、専門的能力を活用した技術調査を実施しました。

監査は、建築4件・土木1件の計5件を進行状況に応じて実施し、監査結果の報告を工事毎に行いました。

その結果、指摘事項及び注意事項はともになく、おおむね適正と認められましたが、以下の要望等を行いました。

ア 桃井第一小学校普通教室空調機設置工事

- (ア) エコスクール推進に関連した区立小学校の普通教室空調機設置工事の結果の十分な検証と同種工事への活用をすること。
- (イ) 機器の設置に際しての水平震度や機器に必要な能力・仕様等を設計図に記載すること。
- (ウ) 機器表は、設計値として必要な能力・仕様等を満たしている限り、特定の製造者でなく他社製品も採用可能であるような表現をすること。
- (エ) 壁、床の穴あけを要する部分等については、設計時に十分な調査と設計図への明示、積算への反映をすること。
- (オ) 設計図書相互の整合を保つために、機械設備と電気設備の間で十分に意思疎通を図ること。
- (カ) 積算成果品としてまとめた資料を作成すること。

イ 神明中学校耐震補強工事

- (ア) 建設業許可を受けている下請け業者の、現場掲示物を撮影した写真を保存すること。

ウ 松溪中学校改築建築工事等

- (ア) 建築工事に関し、より一層一般競争入札における競争性が確保されるよう努力すること。
- (イ) 基本設計から工事監理までの委託について、競争による経済性が確保される合理的な契約方法などを検討すること。
- (ウ) 公立中学校の工事単価としてはかなり高めであるが、安全性や環境配慮設計などの点で非常に豊かな学校であること。

エ 高円寺保健センター及び高円寺南児童館改修建築工事等

- (ア) 消火器の転倒防止措置を徹底すること。
- (イ) 児童館の音楽室内のベニヤ板から、基準濃度を超えるホルムアルデヒドが検出されたので、ほぼ同時期に建築され、同様の仕様を有する児童館についての調査と必要な対応をすること。
- (ウ) 天井伏図の作成及び積算との整合性を図ること。

オ 特別区道第2101-1号線電線共同溝設置工事(一期)

- (ア) 夜間工事従事者の健康状態等に配慮し、安全確保や衛生管理に努めること。
- (イ) 事前の調査や協議などを十分に行い、工期変更が生じないように努めること。
- (ウ) 新たに柱状型機器を採用するなど工夫の跡が見られる。今後もそうした工夫や改善に鋭意努めること。

(3) 行政監査

テーマとして「公共施設の利用の仕組みについて」を選定し、区民に身近な

地域区民センター等の集会施設、スポーツ施設及びゆうゆう館の利用の仕組みや制度が区民のニーズや利用の実態に合っているか、施設は有効に活用されているか等について、経済性・効率性・有効性等の観点から、監査を実施しました。

監査は、区民生活部地域課、教育委員会事務局社会教育スポーツ課、保健福祉部高齢者施策課を対象部局とし、施設の利用状況等に関する資料の提出を求め、説明聴取、資料調査により行いました。

その結果、施設の利用の仕組み及び活用状況はおおむね適正であると認められるものの、検討・改善を求める事項として、地域区民センター及びゆうゆう館の利用時間枠の再編成、夜間利用の多い集会施設の開館時間延長、スポーツ施設の早朝・薄暮・夜間利用の拡大、集会施設の利用登録種別やキャンセル期限及び利用制限の見直し、登録団体に対する優遇措置のあり方、不正利用対策の強化、利用率の低い施設の有効活用等について要望しました。

さらに、今後課題とすべき事項として、下記の要望を行いました。

- ア さざんかねっとは、使いやすさ、機能面においてさらなる改善を図ること。
- イ 会議室等の空き枠をさざんかねっとに掲載していない施設については、利用のしやすさ、施設の有効活用等の観点から、さざんかねっとへの掲載について検討すること。
- ウ 集会施設とスポーツ施設の利用の仕組みについて更なる統一化を図ること。また、施設の管理運営の効率性、経済性、連携等の観点から、所管部局のあり方について検討すること。

(4) 財政援助団体等監査

区が交付している補助金等が、補助目的や交付規定に沿って適切に、効果的に執行されているかなどの観点から、補助金等交付団体51団体、出資団体（区が資本金等の4分の1以上を出資している団体）6団体、区立施設の指定管理者4団体の計61団体について所管部局の説明聴取、資料の確認を行うとともに、一部団体については、実地監査しました。

また、所管部局に対しては、財政援助団体等への指導監督やチェックなどが適切に行われているかについての監査を行いました。

その結果、指摘事項は認められず、注意事項は次の1件でした。

- ア 備品の管理を適切に行うべきものが見受けられた。

また、補助対象事業を行っている作業場の安全管理について、出資団体の経営収支の赤字について、出資団体及び補助金等交付団体への派遣職員人件費について要望しました。

(5) 住民監査請求に基づく監査

公金の支出などが違法・不当な財務会計上の行為等にあたるとして、区民や区内団体から、区議会議員の健康診断にかかる事案(2件)、政務調査費にかかる事案(2件)、非常勤監査委員報酬にかかる事案及び上井草スポーツセンターの指定管理にかかる事案の計6件の監査請求が提出されました。

提出された6件のうち、政務調査費にかかる事案2件、非常勤監査委員報酬にかかる事案及び上井草スポーツセンターの指定管理にかかる事案の4件については、地方自治法に定める住民監査請求の要件を備えていると認められたので監査を実施しました。

その結果、政務調査費にかかる事案1件については、請求の一部を認容し、区長に対して政務調査費の返還に必要な措置を講じられるよう勧告しました。残る3件は、請求人の主張には理由がなく棄却しましたが、上井草スポーツセンターの指定管理にかかる事案については、指定管理料の決定過程や自主事業の位置づけなどについて、意見・要望を付けました。

また、区議会議員の健康診断にかかる事案2件については、取り下げられました。

(6) 決算審査・基金運用状況審査

平成20年度一般会計及び特別会計の決算計数が、正確なものになっているかを確認するとともに、予算執行や財産管理が適正かなどを主眼に、財政指標及び新公会計制度による財務書類4表にも着目して審査しました。

また、基金運用状況については、計数が正確なものになっているかを確認するとともに、基金の運用及び管理が適正なものになっているかなどに主眼を置き審査しました。

その結果、歳入歳出決算の計数に誤りはなく、予算執行及び財産管理は全体として適正であると認められ、また、基金運用状況の計数に誤りはなく、管理は適正であると認められました。

なお、審査結果に基づき、区政運営について次のような要望を行いました。

- ア 歳入の確保及び負担の公平の観点から、収入未済額の減少に向け、より一層努力すること。
- イ 行政に対する区民ニーズの変化などに留意し、今後もの確かつ迅速に、スピード感ある対応に努めること。
- ウ 危機管理の重要性がますます高まるなかで、安全・安心な地域社会を実現するために、尚一層、十分な準備を図ること。
- エ 社会の変化が激しい時代こそ、先を見通した的確な対応が求められるので、長期的な行財政運営について、更に検討を深めること。

- オ 多くの成果を挙げてきた協働や民営化、民間委託化の推進など「行財政改革実施プラン」の着実な推進や実効性を高めるための検討に努めること。
- カ 今年度作成公表された新公会計制度による財務書類4表は、基準モデルで作成したことを高く評価する。今後の行財政運営への活用と、区民への分かりやすい周知の努力を期待する。
- キ 質の高い区民サービスを提供していくため、職員の能力開発やコスト意識の向上に努めるとともに、非常勤職員の効果的な活用も含めた活力ある組織運営に取り組むこと。
- ク 運用基金については、活用状況等を踏まえた検討をすること。

(7) 例月出納検査

各会計の現金及び歳入歳出外現金の出納を対象として、毎月の計数が正確なものになっているかを検査するとともに、現金や証書類の保管について検査しました。併せて、収入支出に関わる記録、証拠書類等についても検査しました。

その結果、各月の計数に過誤はないこと、現金や証書類の保管は適切であることを確認しました。

(8) 健全化判断比率審査

平成20年度健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び健全化判断比率に関する算定様式について算出過程に誤りがないか、算定の基礎となった関係書類が適正に作成されているか、適切な算定要素が計算に用いられているかなどに主眼を置き、審査しました。

その結果、4つの健全化判断比率は、いずれも関係法令に準拠して適正に算定され、また、健全化判断比率に関する係数は、算定の基礎となった付属資料等と照合し、いずれも誤りのないことを確認しました。

※指摘事項・注意事項について

「指摘事項」は内容が重大であると判断したもので、指摘事項について、その措置報告を文書により求め、措置内容を公表し、一方、「注意事項」は、指摘事項に比較し軽易なものですが是正又は改善を指示し、報告を求めるものです。

2

定期監査結果報告(概要)

1 監査の実施期間

平成21年6月から平成22年4月まで

2 監査の観点及び重点事項

監査は次の点を主眼とし、監査方針(25頁参照)に基づき実施しました。

- (1) 予算の執行は適正に行われているか。
- (2) 現金及び物品の出納保管は適正に行われているか。
- (3) 土地及び建物の保管は適正に行われているか。

その際、事務事業が法令や例規等に適合しているか、事業の目的の達成に向け事務執行は正確で効率的に行われているか、さらには経費に見合った効果があがっているかなどの観点を主眼に、庶務事務システムや財務会計システム等の適切な運用の観点にも留意しました。

また、監査を効果的に実施するため、次の重点事項を設けました。

- (1) 契約事務(随意契約・履行確認)について
- (2) 職員の勤怠管理について
- (3) 前渡金の管理について

3 監査の方法

- (1) 庁内各課(行政委員会等事務局を含む。以下同じ)

監査は、提出された監査資料に基づき、関係部課長の説明聴取、質疑応答及び関係資料と諸帳簿、帳票等の照合や証拠書類の確認を行いました。

- (2) 庁外施設

監査は、指定した施設に赴いて、提出された監査資料に基づき、関係部課長・施設長の説明聴取、質疑応答及び関係資料と諸帳簿、帳票等の照合や証拠書類の確認並びに施設の管理状況等の実査を行いました。

4 監査の対象部局

- (1) 庁内各課
- (2) 庁外施設 73施設

ア 区民生活部(9施設)

区民事務所(4所)、地域活動係(2所)、男女平等推進センター、方南会館
宿泊施設「杉菜」

- イ 保健福祉部（30施設）
杉並福祉事務所(3所)、生活園(1園)、ゆうゆう館(2館)、保育園（8園）
児童青少年センター、児童館（8館）、杉並保健所、保健センター(5所)
衛生試験所
- ウ 都市整備部（3施設）
杉並土木事務所、公園緑地事務所（1所）、公園管理事務所(1所)
- エ 環境清掃部（3施設）
環境情報館、杉並清掃事務所(2所)
- オ 教育委員会（28施設）
小学校(11校)、中学校(6校)、済美教育センター、幼稚園(1園)、社会教育
センター、科学館、郷土博物館（含む分館）、中央図書館、地域図書館(3館)
体育施設(2所)

5 監査の対象事務

平成20年度（一部平成21年度）杉並区一般会計、杉並区国民健康保険事業会計、杉並区老人保健医療会計、杉並区介護保険事業会計及び後期高齢者医療事業会計に係る事務。

6 監査の実施場所

- (1) 庁内各課については、監査委員室及び監査委員事務局において実施しました。
- (2) 庁外施設については、当該施設において実施しました。

7 監査の結果

(1) 総括

一部に指摘事項及び注意事項があったが、全体としては適正であると認められた。

(2) 指摘事項

ア 指定管理料の支払いについて

平成20年度の上井草スポーツセンターの指定管理料は、平成18年4月1日付けの「上井草スポーツセンター基本協定書」（以下「基本協定」という。）第26条により本業務の実施に要する費用とし、その額及び支払方法は平成20年度の「上井草スポーツセンター指定管理年度協定書」（以下「年度協定」という。）に定めるとされ、年度協定では、指定管理料の支払方法について、第4条において四半期ごとの前払いとするとしている。また、基本協定第23条で、事業計画書及び事業報告書を指定管理者から提出させ業務実施を確認するものとし、

四半期報を提出させることとしている。

これらを踏まえると、四半期ごとの指定管理料の支払にあつては、基本協定に定める管理運営業務が適切に運営されているか報告を受け、それにより業務の状況を確認して次期の指定管理料を前払いすべきものと思われる。

しかし、平成20年度においては、第1四半期の指定管理料の支払いは平成20年7月7日に、第2四半期の指定管理料の支払いは平成20年9月11日にそれぞれ行われているところ、第1四半期及び第2四半期報告書の提出日はともに平成21年1月7日付けとなっており、所管部局においては、指定管理料の支払いにあたり、指定管理者の管理運営業務の実施状況について十分な確認がなされていなかったものと見受けられた。

指定管理者の業務実施について、所管部局は、基本協定に定める報告書等で業務の実施状況を十分確認しつつ、適切に予算の執行を行っていくべきである。

(社会教育スポーツ課)

イ 契約事務規則等に則った適正な処理がなされていなかったもの

下記に記載された学校における平成20年度及び平成21年度の請書等契約関係書類及び保守点検報告書等によると、給食用小荷物専用昇降機の修理が2件報告されている。保守点検報告書等によると実際の修理日は、1回目が平成21年2月19日、2回目が平成21年3月28日であることが分かる。しかし、請書の契約締結日及び履行確認日を見ると、1回目は平成21年3月3日に契約し、平成21年3月31日に履行確認となっており、2回目は平成21年8月3日に契約し、平成21年8月28日に履行確認となっている（下表参照）。

2回の契約いずれもが修理日以降に契約を締結しており、特に2回目では、契約日が大幅に遅れ翌年度となっている。

また、1回目の修理は、請書に記載された内容が見積書や実際の修理内容と異なっているにもかかわらず、検査員による履行の確認がされていた。

地方自治法及び同施行令によると、相手方の行為の完了があつた後支出するものの会計年度所属区分は、当該行為の履行があつた日の属する年度と定められている。

杉並区契約事務規則によると、契約担当者は、契約金額が一定額に満たないため契約書の作成を省略する場合においても、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴さなければならない、と規定されており検査の方法については当該契約の給付の確認につき契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行われなければならない、と定められている。

本件のように会計年度の所属区分に反して予算を執行するといった事態が生じたのは、契約関係書類の提出を事前に受けることなく修理を実施させていた

ことに主な原因があり、極めて不適切である。また、検査においても確認が適正に行われていたとは言いがたい。

このような事態が繰り返されることのないよう、校長はじめ関係職員は適正な契約事務の執行に努められたい。

さらに、本件の昇降機は、相当前から修理を要する状態であったことが、保守点検報告書の記載から確認できる。このように、以前から修理を要する状態であったことが明らかなものについては、早期に計画的に修繕等を行うことが必要である。

件名	回数	契約日	履行確認日	修理実施日
小荷物専用 昇降機修理	1回目	平成21年3月3日	平成21年3月31日	平成21年2月19日
	2回目	平成21年8月3日	平成21年8月28日	平成21年3月28日

(浜田山小学校)

また、教育委員会事務局は契約事務の適正な執行に向けて、全学校に対して関係法令の遵守及び適正な事務処理が行われるよう指導するとともに、自らも支出審査の改善に取り組み、再発防止に努められたい。

(教育委員会事務局庶務課)

(3) 注意事項

ア 予算の執行状況について

(ア) 契約書を作成すべき契約を請書で行っていたもの

「契約事務の手引き」によれば、バスの借上げについては、「『運送』に関する契約として、『車両供給契約』の準標準契約書書式等を使用。」することとされている。また、「審査出納員実務資料」には、請書が使用できない契約として車両の借り上げを例示し、契約書を作成する必要があるとしている。

しかしながら、すぎなみ地域大学担当課では、バス借上げ契約を請書で行っている事例が下記のとおり見受けられた。

平成20年5月 8日付け契約	車両の借上げ賃貸借契約の締結について	A株式会社	57,750円
平成20年6月 19日付け契約	車両の借上げ賃貸借契約の締結について	B株式会社	73,500円

今後、バスの借上げについては、「契約事務の手引き」及び「審査出納員実務資料」に基づき契約する必要がある。(すぎなみ地域大学担当)

(イ) 業務委託契約における提出書類の提出を受けていなかったもの

各種業務委託契約において、仕様書により業務終了後の提出書類として定めている点検写真や報告書等が受託者から提出されておらず、また、職員も契約内容の把握が不十分であり、提出を求めている事例が下記の主管課で見受けられた。

委託契約における提出物については、平成20年度の定期監査においても同様の注意を行ったところであり、各主管課においては、各種業務委託契約に基づく業務内容の検査、履行確認の徹底が必要である。

(障害者生活支援課、児童青少年課、杉並福祉事務所、福祉事務所高円寺事務所、福祉事務所高井戸事務所、地域保健課、健康推進課、高井戸保健センター、高円寺保健センター、上井草保健センター)

(ウ) 契約権限をこえて宿泊を伴うバス借上げ契約を行っていたもの

杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則によると、区立学校における校外教授用のバスの借上契約のうち、宿泊を伴わないものについては契約金額に係らず校長に契約権限が委任されているが、宿泊を伴うものについては40万円以下に限って校長に契約権限が委任されている。

しかしながら、宿泊を伴うバス借上げ契約であって金額が40万円を超えていたにもかかわらず、経理課に契約依頼を行うことなく、校長によって契約行為が行われていたものが下記の学校で見受けられた。

今後、宿泊を伴うバスの借上げ契約にあたっては、規則に則った適正な事務処理を行うことが必要である。

契約件名	契約金額	契約日	業者名
校外学習用バス借上げ	526,050円	平成21年4月10日	A (株)

(東原中学校)

(エ) 領収書に宛名がないもの、使途がわかりにくいもの

政務調査費収支報告書に添付された出納簿(写)及び領収書を試査した結果、一部において、領収書に宛名がないもの、使途がわかりにくいもの等が見受けられた。政務調査費については、平成19年度政務調査費に関する住民監査請求の監査を実施したところであり、その監査結果を参考とし、より適正な執行及び点検に努められたい。(区議会事務局)

(オ) 不納欠損の決定にかかる事務処理が適正でないもの

「杉並区事案決定基準」によると、不納欠損について決定することは、

「条例部の長の専決事案」とされている。

しかしながら、平成20年度の不納欠損の起案において、担当部長が決裁しており、条例部の長による決裁が行われていないものが、下記のとおり見受けられた。

- a 介護保険課における介護保険料の徴収権の時効による消滅に係る不納欠損
- b 子育て支援課における児童手当及び児童育成手当の資格消滅に係る不納欠損
- c 子育て支援課における乳幼児医療費助成制度に係る不納欠損

不納欠損の決定にかかる事務処理については、平成20年度の定期監査（区民生活部）で指摘したところであり、同様の誤りが生じたことは誠に遺憾である。不納欠損は区の決算に大きく影響を与えるものであり、起案者はもとより係長、課長等決裁に関わる職員がその重大性を認識し、事務処理に当たることが必要である。本件については、そうした認識が不足していたものと考えざるを得ず、今後は、こうした誤りを繰り返すことがないように再度意識の徹底を図られたい。

また、本件については、財務会計システム等の運用面からも改善を図る必要があると考えられるため、システムを所管する部局あて、別途通知するものとする。
(介護保険課、子育て支援課)

(カ) 超過勤務手当が移動時間を含めて支給されていたもの

「杉並区職員の給与に関する条例及び同条例施行規則の解釈及び運用方針」によると、「公務による旅行中の職員が、（中略）旅行目的地において正規の勤務時間を超えて勤務すべきことをあらかじめ指示された場合において、現に勤務し、かつ、その勤務した時間につき明確な証明があるものについては、超過勤務手当を支給する。」としている。この場合、移動時間については、原則として超過勤務手当の対象とはならない（「給与の手引き」）。

しかしながら、超過勤務命令簿に、移動時間の記載もれや誤記載があったために移動時間を含めて超過勤務手当が支給されていた事例が複数ある主管課が見受けられた。

超過勤務手当の支給にあたっては、適正に処理されたい。

また、本件については、庶務事務システムの運用面からも改善を図る必要があると考えられるため、システムを所管する部局あて、別途通知するものとする。

(障害者施策課、介護予防課、保育課、児童青少年課、杉並福祉事務所
地域保健課、健康推進課、生活衛生課、保健予防課)

(キ) 旅費の不適切な支給があったもの

杉並区職員の旅費に関する条例第7条によると、旅費は最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算するとされ、同条例第37条では、旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その必要としない部分の旅費を支給しないことができる旨規定されている。

同条例第37条の旅費の調整を行う基準として、「杉並区職員の旅費に関する条例の運用方針等について」（依命通達）において、旅行者が住居から直接用務地へ旅行する場合等で、その旅行経路の全部又は一部が通勤経路と重複するときは、原則としてその重複する部分の交通費は支給しない旨定められている。

しかしながら、旅行先が通勤経路上にある旅行で、自宅から通勤経路により旅行するべきであるにもかかわらず、用務後、通勤経路以外の経路により旅行し、これに伴う旅費が支給されていた事例が複数見受けられた。

旅行にあたっては、最も経済的な通常の経路及び方法を取ったうえで、旅費を支給する必要がある。（教育委員会事務局庶務課）

イ 現金・物品の出納保管状況について

(ア) 目的外使用料の払い込みが年に数回しか行われていなかったもの

会計事務規則において、金銭出納員は「その取り扱った収納金を納付書によって、即日又は翌日これを金融機関に払い込まなければならない。ただし、会計管理者が特に必要と認める場合には、別に定める基準により払い込むことができる。」とされ、また、「現金取扱員は、所属の金銭出納員の命を受けてその出納事務の一部をつかさどる。」と定められている。

今回の定期監査において、児童館における現金の出納保管状況を確認したところ、児童館に置かれた現金取扱員が、収納した現金を児童館の金庫に数箇月間にわたって保管し、金融機関への払い込みを年に数回しか行っていない事例が下記の児童館で見受けられた。また、児童館の使用料払い込みに関して、別に定める基準はなかった。

児童館の現金取扱員は、長期間にわたって現金を保管することなく、適正に事務を執行されたい。また、金銭出納員は現金取扱員を適切に監督することが必要である。

なお、児童館における1日当たりの目的外使用料は比較的少額であること、職場規模が小さいため翌日までに払い込むことが事実上困難な場合があることなどを考慮すると、払い込みまでの期間について別に基準を定め適正な事務の執行を確保すべきである。

(児童青少年課、高井戸児童館、馬橋児童館)

ウ 土地及び建物の保管状況について

(ア) 公園の管理に関する協定が、失効したままの状況となっていたもの

馬橋公園内の多目的広場、四季の広場及び倉庫については、教育委員会が許可を受けて管理しており、これらの管理計画は、都市整備部土木担当と教育委員会事務局の「馬橋公園の管理に関する協定」によることとされている。

しかしながら、平成11年3月1日付けの「馬橋公園の管理に関する協定」は平成16年3月31日に期間が終了し、失効したままの状況となっていた。

所管部局は、速やかに教育委員会と協議して、協定を再締結する必要がある。
(みどり公園課)

(イ) 壁面に緑化の設備が整っていないながら、植物が十分に生育していないもの

建物北側と南側の壁面の緑化施設には自動給水される設備も整っているが植えられているアイビー等のつた類は、生育が悪く、特に北側のものは枯れかけている状況が見受けられた。

設計上の問題も含め、どのような原因から植物が生育していないのか十分調査したうえ、みどりの育成を図っていくよう努められたい。(今川図書館)

(ウ) エコスクール対策後の維持管理が適切でなかったもの

現在、区立小中学校の改築、改修にあたっては、人工のエネルギー消費を抑え自然エネルギーを積極的に活用するエコスクール化整備が行われている。

また、平成19年3月及び平成20年3月のエコスクール化検討懇談会の報告書によれば、学校のエコスクール化の目的を環境に配慮した学校運営及び学校を核とした地域の環境教育の推進を図る、こととしている。

しかしながら、エコスクール対策について理解が十分でなかったことなどにより、適切な管理がなされていなかったと思われる事例が以下のとおり見受けられた。

a エコスクールにおけるクールヒートトレンチの運用が適切に行われていなかったもの

クールヒートトレンチは、普通教室等にある「全熱交換器付換気扇」(以下、「換気扇」という。)を作動させることにより、外気を1階床下に設置されたクールヒートトレンチに取り込むことにより、冬期はクールヒートトレンチで暖められた空気が教室内に取り込まれ、エアコンなどの人工のエネルギー消費が抑制されるなどの効果を得ることを目的とした仕組みとなっている。

しかしながら、監査当日、当該校においては、換気扇のスイッチが入っておらず、クールヒートトレンチが機能していない状況が見受けられた。

その理由については、冬期において、換気扇を作動させると、クールヒートトレンチで取り込まれた空気が直接あたる児童から冷たく感じる等の訴えがあり、作動させていなかったとのことであった。

これらを踏まえると、クールヒートトレンチの運用にあたっては、現場の実態に合わせた改善が必要であるように思われる。

教育委員会事務局はこれらの実態を調査、検証し、クールヒートトレンチの効果が十分得られるよう必要な改善を図りたい。また、学校においても教育委員会事務局と緊密な連携を取り、適正な運用が行われるよう取り組まれない。
(荻窪小学校)

b 植物の維持管理が適切に行われていなかったもの

校舎屋上の緑化において、植えられた芝生に、枯れたアザミが群生していたものやクローバーが繁茂していたものが見受けられた。また、灌水装置の供給時間の調整ミスから、水が供給され続けていた事例があった。

学校のエコスクール化で最も重要となる点は、設置した緑をどのように維持管理しエネルギー消費を抑えていくことができるかにある。しかし現状では、そうした維持管理をしていく仕組みが十分構築されているとは言いがたい状況が見受けられた。

今後は、水の管理や植物の手入れ等といった維持管理を十分に行っていくなかで、エコスクールの意義を理解し、また効果に結び付く仕組みを構築していくことが必要である。

また、校舎屋上は児童・生徒のみの使用が禁止されていることから、エコスクール化の目的の一つである、環境に触れ、環境を考える学習行動を十分に果たせる場となっているのか疑問が残る。

これらの点も含め、全体としてエコスクールの当初の目的を実現していくよう各学校で取り組まれない。

なお、教育委員会事務局は、校舎屋上の緑化の目的が十分に果たされるよう検証し、必要な改善に努められたい。
(四宮小学校) (東原中学校)

c 設備が整っていないながら、緑化が進んでいなかったもの

校舎壁面の緑化において、つた類の植物が十分に生育していないものや校庭の芝生化において、芝生の生育が悪いものが見受けられた。

設計上の問題も含め、どのような原因から植物が生育していないのか十分調査したうえ、みどりの育成を図っていくことが必要である。

(馬橋小学校) (杉並第六小学校)

なお、今年度の監査を通して、エコスクール実施後の施設の維持管理が十分とは言いがたい印象を受けた。教育委員会事務局は、当面、上記記載の5校をはじめとする各学校に対してエコスクールの各手法についての周知徹底を図るとともに、エコスクール実施後の施設の効果的、効率的な維持管理に主体的に取り組まれない。また、今後、エコスクールの各手法に関して、省エネルギー削減効果、費用対効果などの検証や分析に努められたい。

(教育委員会事務局庶務課)

(エ) 施設の管理が適切でなかったもの

四宮森児童館の南側の敷地は、隣接する四宮森公園と園路でつながっており、一体的な利用ができるように整備されているが、公園の区域ではなく児童青少年課が適切に管理すべき児童館敷地である。

しかしながら、施設の管理状況を確認したところ、撤去されたごみ籠の基礎と取付用金具が放置されていたり、園灯の根元部分に錆の進行が見受けられたり、境界石が園地の中に地面から突出していたり、南側敷地の出入口のスロープが未舗装のため土砂が流出して足場の悪い状態であったり、木製ベンチが腐食しているなど、維持管理が適切でない状況が見受けられた。

これらは、景観上好ましくないだけでなく、利用者の安全に関わるものでもある。児童館だけで対応することは困難であると思われ、所管部局において今後の管理方法について公園課と協議するとともに同課の協力を得て、早急に所要の対応を図られたい。

(児童青少年課、四宮森児童館)

エ 職員のサービスについて

(ア) 庶務事務システムへの所要事項の入力が正しく行われていなかったもの

杉並区職員サービス規程第8条によると、職員の出張は、原則として、庶務事務システムに所要事項を入力することにより命ずるものとされている。

また、杉並区職員出勤記録及び出勤簿整理規程第5条によると、整理保管者は、出勤記録を確認し、出勤等の状況に関する事実と異なるときは、速やかに庶務事務システムに所要事項を入力することにより修正しなければならないとされている。

しかしながら、平成20年4月1日から監査日までの間に、職員の出張について、庶務事務システムに所要事項が入力されておらず、また、自宅からの出張にもかかわらず、勤務場所に直接出勤したものとして打刻処理されている事例が見受けられた。

出張にあたっては、適正に庶務事務システムに記録を行うとともに、整理保管者は、速やかに出勤記録の点検、修正等の処理を行うことが必要である。
(済美教育センター)

8 まとめ

平成21年度の定期監査は、事務事業が法令や例規等に適合しているか、事業の目的達成に向け事務執行は正確で効率的に執行されているか、さらには経費に見合った効果を上げているかなどの観点を主眼に、庶務事務システムや新財務会計システムの適切な運用にも留意して実施しました。

その結果、全体としては適正に執行されていると認められましたが、「7 監査の結果」に示したとおり、指定管理料の支払いにあたり管理運営業務の確認が十分になされていなかったもの、契約事務規則に則って適正な処理がなされていなかったものや会計事務制度の理解不足、主管部局内の検査や履行確認体制の不備、財産や物品の不適切な管理などによる事例があり、指摘・注意を行いました。

また、これ以外にも、前渡金用出納簿の誤記や記載もれ、非常勤職員の出勤簿や休暇等処理簿の誤記等、軽微な誤りがあり、改善が必要なものが見受けられたので監査現場で指導を行いました。

指摘・注意事項等については、翌年度に改善する旨の報告を受けたものが一部あるものの、そのほとんどが当該年度に改善されています。

このような誤りを未然に防止するために、各主管部局において、担当職員が正しい職務知識の習得・向上に取り組むとともに、庶務事務システム、新財務会計システム等を有効に活用し、事務事業の執行管理の適正化を一層徹底するよう要望します。

なお、今回、指摘・注意等を受けていない主管部局においても、監査が試査（抜き取り）方式であることを考慮し、記載事項を自らの事例として真摯に受け止め、事務事業執行の合規性・正確性・経済性等の確保に努めるよう、十分留意願います。

今後とも、適正な事務事業執行に努め、区民に信頼される区政を実現するようなお一層の努力を要望します。

1 監査の実施期間

平成21年6月から平成22年4月まで

2 監査の観点

工事監査は次の点を主眼とし、監査方針(25頁参照)に基づき実施しました。

- (1) 計画段階の事前調査、研究
- (2) 設計図書、設計資料等の整備状況及びその運用
- (3) 積算基準、積算資料等の整備状況及び単価設定
- (4) 品質管理、安全管理及び工程管理
- (5) その他、計画・設計・積算・契約・施工等の各段階における法規性、経済性、効率性及び有効性の検証

3 監査の方法

- (1) 監査は、提出された監査資料に基づき、関係部課長の説明聴取、質疑応答及び関係書類の確認を行うとともに、工事施工場所に赴いて、工事施工状況等を現地監査しました。
- (2) 設計、積算、施工等の専門的技術分野に関する事項については、専門的知識を有する「技術士」の資格者団体（社団法人日本技術士会及び特定非営利活動法人地域と行政を支える技術フォーラム）に委託して工事技術調査を実施し、その結果報告を監査の参考としました。

4 監査の対象工事

平成21年度に着手した工事及び平成21年度以降に竣工となる工事で、次のいずれかに該当するものを抽出して対象としました。

- (1) 原則として契約金額1億5千万円以上の工事
- (2) 契約金額1億5千万円未満であっても重要性、話題性のある工事

5 監査の対象施設、実施日及び工事概要等

(1) 桃井第一小学校

- | | | |
|---|-------|------------------------|
| ア | 技術調査日 | 平成21年9月28日（社団法人日本技術士会） |
| イ | 現地監査日 | 平成21年10月30日 |
| ウ | 監査区分 | 竣工監査 |
| エ | 主管部局名 | 経理課、営繕課、施設整備担当課、庶務課 |

オ 工事概要 工事件名 桃井第一小学校普通教室空調機設置工事
工事場所 杉並区桃井二丁目6番1号
工 期 平成21年5月26日から平成21年9月18日まで
契約金額 54,600,000円
主な工事内容
空調機、換気設備、自動制御設備の設置

(2) 神明中学校

ア 技術調査日 平成21年10月13日
(特定非営利活動法人地域と行政を支える技術フォーラム)
イ 実地監査日 平成21年11月16日
ウ 監査区分 竣功監査
エ 主管部局名 経理課、営繕課、施設整備担当課、庶務課
オ 工事概要 工事件名 神明中学校耐震補強工事
工事場所 杉並区南荻窪二丁目37番28号
工 期 平成21年5月22日から平成21年9月30日まで
契約金額 145,960,500円
主な工事内容
校舎棟 (A棟) 鉄骨ブレース設置、鉄筋コンクリート壁補強、鉄筋コンクリート壁増打、階段補強
屋内運動場 鉄骨ブレース設置、方杖補強、柱補強

(3) 松溪中学校

ア 技術調査日 平成21年11月6日 (社団法人日本技術士会)
イ 実地監査日 平成21年12月8日
ウ 監査区分 中間監査
エ 主管部局名 経理課、営繕課、施設整備担当課、学校適正配置担当課
オ 工事概要 工事件名 杉並区立松溪中学校改築建築工事等
工事場所 杉並区荻窪二丁目3番
工 期 平成20年7月1日から平成22年7月9日まで
契約金額 2,667,105,000円
構造規模 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上4階建て
敷地面積 13,987.92 m²
建築面積 3,849.78 m²
延床面積 8,753.41 m²

(4) 高円寺保健センター及び高円寺南児童館

- ア 技術調査日 平成22年2月3日
(特定非営利活動法人地域と行政を支える技術フォーラム)
- イ 実地監査日 平成22年3月17日
- ウ 監査区分 竣功監査
- エ 主管部局名 経理課、営繕課、施設整備担当課、地域保健課、高円寺保健センター、児童青少年課
- オ 工事概要 工事件名 高円寺保健センター及び高円寺南児童館改修建築工事等
工事場所 杉並区高円寺南三丁目24番15号
工 期 平成21年7月4日から平成22年2月26日まで
契約金額 357,924,000円
主な工事内容
高円寺保健センター 外壁改修工事、屋上防水改修工事、建具改修工事、内装改修工事、塗装改修工事、屋外施設改修工事
高円寺南児童館 内装改修工事、建具改修工事、塗装改修工事

(5) 特別区道第2101-1号線

- ア 技術調査日 平成22年2月12日(社団法人日本技術士会)
- イ 実地監査日 平成22年3月24日
- ウ 監査区分 中間監査
- エ 主管部局名 経理課、建設課、杉並土木事務所
- オ 工事概要 工事件名 特別区道第2101-1号線電線共同溝設置工事(一期)
工事場所 杉並区和泉三丁目13番から52番先
工 期 平成21年6月23日から平成22年6月4日まで
契約金額 205,065,000円
主な工事内容
管路部設置工(電力) 355.9m
管路部設置工(通信) 350.8m
特殊部設置工 17箇所
柱状型機器用支持柱設置工 14箇所
道路照明灯設置工(単独型) 4箇所
(共架型) 14箇所

6 監査の結果

(1) 総括

要望事項はあったが、全体としては適正であると認められた。

(2) 指摘事項

指摘する事項は認められなかった。

(3) 注意事項

注意する事項は認められなかった。

(4) 要望事項

ア 桃井第一小学校普通教室空調機設置工事

工事技術調査結果における次の所見事項について、今後の空気調和設備工事に活かしていくよう要望する。

(ア) エコスクール推進に関連した区立小学校の普通教室空調機設置工事はまだ実績が少なく、今年度、発注された本工事を含めて計6件の同種工事の結果を十分に検証し、来年度以降の同種工事に活用すること。

(イ) 機器の設置に際しての水平震度や、機器に必要な能力、仕様等を設計図に記載すべきこと。

(ウ) 機器表に関し、GHP仕様欄には参考値として特定の製造者の仕様が記載されていたが、設計値として必要な能力・仕様を満たしている限り他社製品も採用可能であるような表現が望ましいこと。

(エ) 壁、床の穴あけを要する部分等については、設計時に十分調査を行い、設計図に明示し、積算に反映させるべきであること。

(オ) 設計図書相互の整合が図れていなかったことなど、機械設備と電気設備の間で十分な意思疎通を図るべきこと。

(カ) 「積算成果品」として1つにまとめた資料が未作成であり、早急に取りまとめておく必要があること。

なお、工事技術調査結果では、(ア)～(カ)に掲げたほか、設計、積算施工に関し、多数の所見事項が示されている。空気調和設備工事ほか、今後

の各種工事の参考とされるよう要望する。

イ 神明中学校耐震補強工事

工事技術調査結果における次の所見事項について、今後の工事に活かしていくよう要望する。

現場掲示が必要な建設業許可票、労災保険関係成立票等があることを確認した。しかし、下請け業者も建設業許可を受けている業者は掲示することが求められており、本工事では、建設業者である下請け業者の現場掲示物を撮影した写真は見られず、今後工事写真として残しておくことが望ましい。

ウ 松溪中学校改築建築工事等

(ア) 本件建築工事の発注に伴い行われた一般競争入札では、区内業者で構成する建設共同企業体の三者が応札し、落札率は99.49%と高くなっている。

今後、より一層一般競争入札における競争性が確保されるように努めることを期待する。

(イ) 本件工事では、基本設計の指名競争入札に際し低額で入札した落札者が、その後の実施設計及び工事監理業務を随意契約により受託した経過となっている。

工事技術調査結果でも触れているが、基本設計から工事監理までの委託について、競争による経済性が確保される合理的な契約方法など、必要な検討がなされるよう要望する。

(ウ) 工事技術調査結果で示された次の所見事項について検討し、今後の工事に活かしていくよう要望する。

a 工事単価が坪当たり100万円をこえている。公立中学校の単価としてはかなり高めであるが、計画の内容、設計図書などからみると、安全性や環境配慮設計などの点で非常に豊かな学校である。

b 基本設計段階で指名競争入札により落札した業者は、落札率18.5%と低い金額で入札し、また、当該業者は、実施設計及び工事監理業務を随意契約により受託した。随意契約という行為には一部批判の声もあり、基本設計から工事監理まで一括で競争入札により業者を決める方法もあるのではないかと考えられる。

エ 高円寺保健センター及び高円寺南児童館改修建築工事等

(ア) 消火器が随所に置かれているが、特に転倒防止を図っていないように見受

けられた。乳幼児も対象とする施設であり、危険防止のため消火器の転倒防止措置の徹底を図るよう要望する。

(イ) 施工前に、高円寺南児童館の音楽室内既設造り付け家具のベニヤ板から、基準濃度を超えるホルムアルデヒドが検出され、当該家具の撤去及び新設を行うこととなった。高円寺南児童館とほぼ同時期に建築され、同様の仕様を有する児童館について調査し、必要な対応を行い、児童の安全を図られるよう要望する。

(ウ) 工事技術調査結果で示された次の所見事項について検討し、今後の工事に活かしていくよう要望する。

図面の中に、天井伏図がないことから、施工段階で天井の開口部補強で照明器具0から230箇所などの増加の設計、積算変更となった。天井伏図を作成し、照明器具、空調機器、天井点検口等を明記し、積算との整合性を図ることが必要である。

上記のほか、工事技術調査結果で示されたさまざまな所見事項について今後の工事の参考とされるよう要望する。

オ 特別区道第2101-1号線電線共同溝設置工事（一期）

(ア) 工事技術調査結果においても指摘され、すでに改善が図られたところであるが、本件のように夜間工事の比重が大きいものについては、現場代理人をはじめ施工に携わる従事者の健康状態等に配慮し、安全確保や衛生管理に努められたい。

(イ) 本件工事は、交通管理者との協議、既存埋設物や地元住民への対応などから工期を変更している。今後は、事前に必要な調査や協議を十分に行い、今回のような工期変更が生じないよう努められたい。

(ウ) 本件工事は、区として初めて、歩道のない幅員約8mの道路で電線類の地中化を行うものであり、新たに柱状型機器を採用するなど、工夫の跡が見られる。今後もそうした工夫や改善に鋭意努められたい。

7 まとめ

平成21年度の工事監査は、計画・設計・積算・契約及び施工等の各段階における合規性・妥当性の検証、特に各工事が正確かつ経済的・効率的に執行され、さらに有効にその目的を達成しているかどうかに着目し、実施したところですが、全体と

しては適正に執行されていると認められました。

しかしながら、工事によっては契約事務や安全確保、必要な資料の作成・保存などを要望し、また、工事監査の実施に先立ち行われた技術士による調査結果における所見事項を、今後の工事に活かすよう要望しました。

各主管部局においては、これらを謙虚にとらえて検討・分析の上、今後の改善の参考とされ、工事等に役立てるよう期待します。